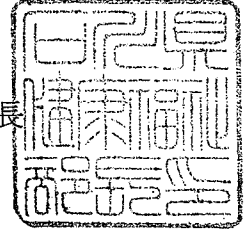




厚 第 2221 号  
令和3年2月25日

社会福祉法人 四恩会  
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和2年度社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

下記施設の指導監査を実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。

については、現地において係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じられるようお願いいたします。

記

障害者支援施設 今浜苑

（事務担当）  
厚生政策課指導監査グループ  
TEL 076-225-1413  
FAX 076-225-1409

別紙

社会福祉法人名	四恩会
---------	-----

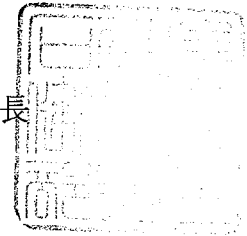
改善結果報告を要しない事項

- 1 妊産婦の労働時間・休日労働時間・深夜業の制限（労働基準法第66条）  
妊産婦の労働時間・休日労働時間・深夜業の制限について就業規則等に明記すること。

厚第2222号  
令和3年3月9日

社会福祉法人四恩会  
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和2年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和3年2月15日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついては、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和3年5月10日までに報告してください。

また、貴法人が運営する全ての事業所において確認を行い、必要に応じて改善を図ってください。

記

指定障害者支援施設	今浜苑
指定短期入所事業所	今浜苑
指定生活介護事業所	今浜苑
指定就労継続支援B型事業所	今浜苑

（事務担当）  
厚生政策課指導監査グループ  
担当：畝（うね）  
TEL 076-225-1413  
FAX 076-225-1409

別紙

法人名	社会福祉法人四恩会
-----	-----------

**改善結果報告を要する事項**

(支援施設、生活介護)

1 個別支援計画 (平24条例第54号第25条他)

利用者又はその家族への説明、同意が遅延している事例が見受けられたので改善すること。

(短期入所)

2 重要事項説明書 (平24条例53号第110条(準用第10条第1項)、平18障発第1206001号第6の4(8)(準用第3の3(1))

食事代の記載を実態に合わせて修正すること。

**改善結果報告を要しない事項**

(支援施設)

入院・外泊時加算 (平18障発1031001第二の2(9)⑨)

9日を超える入院にあっては、従業者が原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、その支援の内容を記録すること。